

# 淀川管内河川レンジャー（試行）運営要領

国土交通省 近畿地方整備局 淀川河川事務所

# 淀川管内河川レンジャー（試行）運営要領

## 目次

- 第1章 総則（第1条－第4条）
- 第2章 淀川管内河川レンジャー（第5条－第24条）
- 第3章 淀川管内河川レンジャー検討懇談会（第25条－第30条）
- 第4章 河川レンジャー運営会議（第31条－第38条）
- 第5章 淀川管内河川レンジャー会議（第39条－第43条）
- 第6章 淀川管内河川レンジャー推薦委員会（第44条－第51条）
- 第7章 講座（第52条－第57条）
- 第8章 雑則（第58条）

## 附則

### 第1章 総則

#### （趣旨）

第1条 この運営要領は、淀川河川事務所管内（以下「淀川管内」という。）において活動する淀川管内河川レンジャー（以下「河川レンジャー」という。）の運営について定めるものである。

#### （河川レンジャーを運営する組織）

第2条 河川レンジャーを運営する組織は、次の各号に掲げる組織をもって構成する。

- （1）淀川管内河川レンジャー検討懇談会（以下「懇談会」という。）
- （2）河川レンジャー運営会議（以下「運営会議」という。）
- （3）淀川管内河川レンジャー会議（以下「レンジャー会議」という。）
- （4）淀川管内河川レンジャー推薦委員会（以下「推薦委員会」という。）
- （5）講座

2 前項各号に掲げる組織は、淀川河川事務所長（以下「事務所長」という。）が設置する。

3 第1項各号に掲げる組織間の関係は、淀川管内河川レンジャー機構図（別紙－1・2）に示すとおりとする。

4 第1項第2号に規定する運営会議は、次の各号に掲げる淀川河川事務所の出張所区分ごとに設置するものとする。

- （1）福島・毛馬出張所
- （2）枚方出張所
- （3）高槻・山崎出張所（大阪府域）
- （4）伏見・桂川・山崎出張所（京都府域）
- （5）木津川出張所

- 5 前項の規定により設置した運営会議の名称は、「〇〇管内河川レンジャー運営会議」とし、「〇〇」には前項各号に掲げる名称を記載するものとする。
- 6 事務所長は、第4項の規定に基づき運営会議を設置するに当たっては、「河川レンジャー運営会議運営要領」（以下「運営会議運営要領」という。）を別途定めるものとする。

（淀川管内河川レンジャー運営業務等）

- 第3条 事務所長は、河川レンジャー及び前条第1項第1号から第4号までに規定する組織を運営するために「淀川管内河川レンジャー運営業務」（以下「運営業務」という。）の委託契約を行うものとする。
- 2 事務所長は、前条第1項第5号に規定する講座を運営するために「淀川管内河川レンジャー講習会等運営業務」（以下「講座運営業務」という。）の委託契約を行うものとする。

（経費の負担）

- 第4条 事務所長は、次の各号に掲げる経費等を実費負担するものとする。
- （1）河川レンジャーの活動に必要な経費及び備品等の購入等費用
  - （2）懇談会、運営会議、レンジャー会議、推薦委員会及び講座の開催運営費用

## 第2章 淀川管内河川レンジャー

（河川レンジャーの構成）

- 第5条 河川レンジャーは、次の各号に掲げる者をもって構成する。
- （1）河川レンジャー
  - （2）淀川管内センター河川レンジャー（以下「センター河川レンジャー」という。）
- 2 河川レンジャー及びセンター河川レンジャーは個人とする
  - 3 河川レンジャーは、第2条第4項に規定する運営会議ごとに所属するものとする。
  - 4 第3項の規定により配属された河川レンジャーの名称は、「〇〇管内河川レンジャー」とし、「〇〇」には第8条に規定する担当出張所の名称を記載するものとする。

（河川レンジャーの役割）

- 第6条 河川レンジャーは、行政と住民との間に介在して、防災学習や水防活動等の防災を推進する活動、河川に係わる環境学習等の文化活動や動植物の保全等の活動を実施するとともに、不法投棄の状況把握や河川利用者への安全指導など、河川管理者が責任を果たさなければならないもの以外で、比較的穏便で危険を伴わない範囲における河川管理上の役割を担い、河川と地域との良好な関係を構築する。
- 2 センター河川レンジャーは、前項に規定する役割のほか、河川レンジャーとの連絡調整や河川レンジャーに関する広報を行うとともに、レンジャー会議に関する事

務を担うものとする。

(河川レンジャーの活動範囲及び活動拠点)

第7条 河川レンジャーの活動範囲は、所属する運営会議が管轄する範囲とし、活動内容に応じて隣接する淀川水系まで活動範囲を拡大できる。ただし、他の運営会議が管轄する範囲及び管轄する範囲と隣接する淀川水系で活動する場合は、活動範囲となる運営会議事務局の承諾を得るものとする。

- 2 センター河川レンジャーの活動範囲は、原則として、淀川河川事務所管内全域とする。
- 3 第2条第4項第1号から第3号までに規定する運営会議に所属する河川レンジャーの活動拠点は、枚方出張所構内にある枚方防災機器保管庫内に置く。
- 4 第2条第4項第4号に規定する運営会議に所属する河川レンジャーの活動拠点は、伏見出張所構内にある庁舎別館内に置く。
- 5 第2条第4項第5号に規定する運営会議に所属する河川レンジャーの活動拠点は、木津川出張所管内にある北河原災害待機詰所内に置く。ただし、平常時のみの利用に限る。
- 6 センター河川レンジャーの活動拠点は、枚方出張所構内にある枚方防災機器保管庫内に置く。
- 7 第3項及び第6項に規定する活動拠点は、中央流域センターと称する。
- 8 第4項に規定する活動拠点は、上流域流域センターと称する。
- 9 第5項に規定する活動拠点は、木津川出張所管内流域センターと称する。

(河川レンジャーの担当出張所)

第8条 第5条第3項の規定により配属された河川レンジャーの担当出張所は、河川レンジャーの活動範囲を管轄する出張所とする。

(河川レンジャーの定員)

第9条 河川レンジャーの定員は、出張所ごとに若干名とする。

- 2 センター河川レンジャーの定員は若干名とする。

(河川レンジャーの任命基準)

第10条 河川レンジャーは、次の各号に掲げる条件を満たしている者から任命しなければならないものとする。

- (1) 満18歳以上の者であること。
- (2) 地域固有の情報や知識に精通していること。
- (3) 有能な河川レンジャーになれるよう日々熱意を持ち、自己研鑽や研修を惜しまないこと。
- (4) 講座を受講し、推薦委員会から河川レンジャーとして推薦されていること。
- (5) 公共施設の不正使用等の法令に違反する行為を行っていないこと。
- (6) 心身健全で河川レンジャーとして活動を執行できること。

- (7) 河川レンジャーの活動中において宗教活動、政治活動、営利活動及びそれら紛らわしい行為を行わないこと。
  - (8) この運営要領を遵守できること。
- 2 河川レンジャーは、前項各号に掲げる条件を満たしているほか、次の各号に掲げる知識、経験及び資格等を有していることが望ましい。
- (1) 解説、通訳、啓発に関する技術（インタープリテーション技術）
  - (2) コーディネートに関する知識と技術
  - (3) 緊急時対応に関する知識
  - (4) 危険予知及び回避などの安全確保や、安全教育に関する知識
  - (5) 環境保全やまちづくりなどの豊富な市民活動の経験
  - (6) 地域のスポーツ活動指導や青少年育成などの豊富な経験
  - (7) 郷土史への精通
  - (8) 豊富な川や水に関する知識や実務経験
  - (9) 川の指導者（初・中・上級）としての経験
  - (10) 自然観察指導員の資格
  - (11) 救急・救命法受講の経験

（河川レンジャーの活動内容）

第11条 河川レンジャーは、淀川水系河川整備計画基礎案で示している行政と住民等との連携や協働を必要とする事項を推進するため、行政と住民等との間に介在して、次の各号に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 防災・救援・救難の推進を図る活動
  - 自分で守る・皆で守る・地域で守る取り組みの促進
- (2) 河川の環境保全を図る活動
  - イ 河川環境保全・再生の普及・啓発・学習・住民参加の促進
  - ロ 河川環境のモニタリング
  - ハ 水質改善のための啓発活動
- (3) 河川の適正な利用の推進を図る活動
  - イ 河川利用者への安全指導
  - ロ 不法投棄の状況把握
  - ハ 河川環境の保全・再生の普及・啓発・学習
- (4) 節水意識の普及・啓発活動
- (5) 日常的な河川管理活動
  - 河川管理についての理解・普及・啓発・学習・住民参加促進
- (6) 河川に係わる歴史・文化の普及・啓発活動
- (7) 河川行政と地域・住民・住民団体とのコーディネートを図る活動
- (8) 川づくり・まちづくりへの参画・支援活動
- (9) 川の人材を育成する活動
- (10) 河川レンジャー活動に関するニュースの発行等の情報の発信

2 河川レンジャーは、活動を通して、前項各号に掲げる活動のほか、河川レンジャ

- 一としてふさわしい活動を運営会議に提案することが出来る。
- 3 センター河川レンジャーは、第1項各号に掲げる活動のほか、河川レンジャーの人材発掘、総括的活動及び他の河川レンジャーの活動支援を行うものとする。
  - 4 河川レンジャーは、河川レンジャーとしての活動中において、宗教活動、政治活動及び営利活動並びにこれら行為と紛らわしい行為を行ってはならない。

(河川レンジャー候補者の決定及び登録)

- 第12条 河川レンジャー候補者の決定は、講座を受講し、河川レンジャー審査の申請を行った者を対象として、別途定める「淀川管内河川レンジャー（試行）審査要領」に基づいて推薦委員会が行うものとする。
- 2 河川レンジャー候補者の登録は、前項の規定により決定した河川レンジャー候補者の中から希望する者を対象として、推薦委員会が行うものとする。
  - 3 河川レンジャー候補者の登録期間は3年間とする。
  - 4 推薦委員会は、河川レンジャー候補者に対し、登録証明書を発行する。
  - 5 推薦委員会は、「国土交通省所管分野における個人情報保護に関するガイドライン」に基づき、河川レンジャー候補者に関する個人情報を必要かつ適切な安全管理を講じて取扱うものとする。
  - 6 推薦委員会は、登録期間が過ぎた河川レンジャー候補者の登録情報を抹消する。

(河川レンジャー推薦者の決定及び推薦)

- 第13条 河川レンジャー推薦者の決定は、前条第1項の規定により決定された河川レンジャー候補者を対象として、別途定める「淀川管内河川レンジャー（試行）審査要領」に基づいて推薦委員会が行うものとする。
- 2 推薦委員会は、前項の規定により河川レンジャー推薦者を決定したときは、運営会議に推薦するものとする。

(河川レンジャーの任命)

- 第14条 運営会議は、前条第2項の規定により河川レンジャー推薦者の推薦を受けたときは、河川レンジャーとして任命するものとする。
- 2 運営会議は、前項の任命を行ったときは、事務所長及び懇談会に報告するものとする。
  - 3 センター河川レンジャーは、第3条第1項に規定する運營業務の受託者（以下「運營業務受託者」という。）が選出し、事務所長が任命する。事務所長は、センター河川レンジャーを任命したときは、懇談会、各運営会議及び推薦委員会に報告する。

(河川レンジャーの解任及び辞任)

- 第15条 運営会議は、河川レンジャーが次の各号に掲げる内容のいずれかに該当するときは、当該河川レンジャーを解任するための提案を事務所長に対して行うことができるものとする。
- (1) 活動の意志がないと認められるとき。

- (2) 公序良俗に反し、河川レンジャーとしてふさわしくない行為があると認められるとき。
  - (3) 心身故障のため、活動の執行に堪えないと認められるとき。
  - (4) 活動中において宗教活動、政治活動、営利活動及びそれら紛らわしい行為を行ったとき。
  - (5) 公共施設の不正使用等の法令に違反する行為があると認められたとき。
  - (6) その他この運営要領に違反したと認められるとき。
- 2 事務所長は、前項の提案を受けたときは、解任の理由が妥当であると認めるときは、解任のための提案を承認するものとする。
  - 3 運営会議は、前項の承認後に、当該河川レンジャーを解任するものとする。
  - 4 運営会議は、河川レンジャーから辞任の申し出を受けた場合は、事務所長の了承を得て、当該河川レンジャーの辞任を了承する。
  - 5 運営会議は、第3項の解任又は第4項の辞任の了承を行ったときは、懇談会及び推薦委員会に報告するものとする。
  - 6 運営会議は、第1項の規定に基づく提案を行うときは、事前に当該河川レンジャーに対して、不服申し立てによる弁明の機会を与えなければならない。

#### (河川レンジャーの任期)

- 第16条 河川レンジャーの任期は、任命された年の4月1日から翌々年の3月31日までの2年間とする。ただし、再任は妨げない。
- 2 センター河川レンジャーの任期は定めないものとする。
  - 3 新規に任命された河川レンジャーは、任命から1年を達した日以後における最初の3月31日までを試行期間とし、運営会議において試行期間の活動状況を審議し、継続が妥当であると認められたときは、任期を新たに4月1日から翌々年の3月31日までの2年間とする。
  - 4 第1項ただし書きによる再任を行うに当たっては、運営会議において妥当性を確認したうえで運営会議が再任し、第14条第2項の報告を行うものとする。
  - 5 第3項の運営会議による審議の結果、継続が妥当であると判断されたときは、運営会議が再任し、第14条第2項の報告を行うものとする。

#### (年間活動計画の作成・提出・決定)

- 第17条 河川レンジャーは、年度ごとの年間活動計画を作成し、活動前年度の1月末日までに担当出張所長に提出するものとする。
- 2 担当出張所長は、前項の年間活動計画を確認し、事務所長の承認を経て、運営会議に提出するものとする。
  - 3 運営会議は、前項の規定により提出を受けた年間活動計画の内容を確認し、年間活動計画を決定するものとする。
  - 4 河川レンジャーは、第3項の規定により決定した年間活動計画を必要に応じて変更することができるものとする。ただし、年間活動計画(変更)を担当出張所長に提出し、事前に運営会議事務局の承諾を得て、事後に運営会議の承認を得るものと

する。

- 5 センター河川レンジャーは、年度ごとの年間活動計画を作成し、事務所長の承認を経て、該当する運営会議に報告するものとする。

#### (活動報告)

第18条 河川レンジャーは、活動の内容、経過及び結果等を懇談会及び運営会議に報告しなければならない。

- 2 河川レンジャーは、活動日誌を運営業務受託者に提出するものとする。

#### (河川レンジャーの身分)

第19条 河川レンジャーの身分は、原則として、運営業務受託者からの委嘱者とする。

- 2 センター河川レンジャーの身分は、原則として、運営業務受託者の職員等とする。

#### (河川レンジャーの報酬等)

第20条 河川レンジャーの報酬は月払いとし、河川レンジャーとしてふさわしい活動内容に対して支給するものとする。

- 2 河川レンジャーの報酬月額は、運営会議運営要領の規定によるものとし、活動内容に応じて報酬月額の増減を行う場合がある。
- 3 交通費等は、運営会議運営要領の規定によるものとする。
- 4 河川レンジャーとしての活動が月間中に無い場合は、報酬を支給しない場合がある。
- 5 センター河川レンジャーの報酬は、運営業務受託者の定めによるものとする。
- 6 河川レンジャーは、第10条に規定する任命基準に虚偽の申告が認められたとき又は第15条第1項第2号及び同条同項第4号並びに同条同項第5号に規定する解任事項が認められたときは、その行為のあった月まで遡り、報酬を全額返却しなければならないものとする。

#### (経費及び報酬等の支払い)

第21条 第4条第1項に規定する経費、前条第1項及び第2項に規定する報酬並びに前条第3項に規定する交通費等は、運営業務受託者から河川レンジャーに支払われるものとする。

- 2 河川レンジャーは、前項の支払いに当たっては、運営業務受託者が指定する様式に必要な事項を記載して、運営業務受託者に請求するものとする。
- 3 センター河川レンジャーの報酬及び交通費等は、運営業務受託者の定めによって支払われるものとする。

#### (保険の加入)

第22条 河川レンジャーは、河川レンジャーとしての活動及び第17条第3項の規定により運営会議で決定された年間活動計画に基づく活動を行うに当たっては、事前に、本人及び当該活動参加者を対象とした障害保険（レジャー保険等）に加入しなければ

ばならない。

- 2 前項の障害保険（レジャー保険等）への加入手続きは、運營業務受託者が責任を持って行わなければならない。

（事故の責任）

第23条 河川レンジャーが、河川レンジャーとしての活動及び第17条第3項の規定により運営会議で決定された年間活動計画に基づく活動中に起こした第三者及び本人に対する事故の責任は、法律上適正な責任の範囲内で運營業務受託者が負うものとする。

（河川レンジャーへの支援）

第24条 事務所長は、河川レンジャーの活動範囲や機会の拡大、活動に必要な物的及び人的支援、資質向上のための講習等の参加支援、民間交流の拡大、施設の利用等、河川レンジャーを後方から支援するものとする。

### 第3章 淀川管内河川レンジャー検討懇談会

（懇談会の役割）

第25条 懇談会は、運営会議及び懇談会事務局からの報告及び提案を受けた事項に関する討議を行うとともに、河川レンジャーのよりよい活動に向けて、その制度、支援のための方策、河川レンジャーのあり方、役割及び展開計画等について提言を行う。

（懇談会の構成）

第26条 懇談会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- |               |     |
|---------------|-----|
| （1）学識経験者及び見識者 | 若干名 |
| （2）運営会議代表者    | 5名  |
| （3）大阪府河川室     | 1名  |
| （4）京都府河川整備管理室 | 1名  |
| （5）大阪市河川管理事務所 | 1名  |
| （6）京都市河川課     | 1名  |
| （7）淀川河川事務所長   |     |

（懇談会の組織）

第27条 懇談会の委員は、前条各号に規定する委員の構成に基づいて、事務所長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、2年間とする。ただし、再任は妨げない。
- 3 補欠のため又は増員によって委嘱する委員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 委員は任期満了後においても、後任者が委嘱されるまでの期間は、その職務を継

続する。

- 5 懇談会に座長及び副座長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 6 座長は、会務を総理する。
- 7 座長に事故があるときは、副座長がその職務を代理する。
- 8 前条第1号を除く委員については、懇談会への代理出席を認めるものとする。
- 9 懇談会は、委員総数の過半数をもって成立する。

#### (懇談会の運営)

第28条 懇談会は、年2回以上必要に応じて開催するものとする。

- 2 懇談会は、原則として、公開で行うものとする。
- 3 座長は、必要があると認めるときは、懇談会に関係者の出席を求め、討議に参考となる説明又は意見を聴くことができる。
- 4 事務所長は、懇談会を開催するに当たっては、事前に淀川河川事務所及び淀川管内河川レンジャーのホームページ等に開催の案内を掲示するものとし、懇談会の開催後には、先のホームページに議事要旨及び議事録並びに配付資料を掲載するものとする。

#### (懇談会の開催)

第29条 懇談会の開催は、座長が招集する。

- 2 懇談会事務局は、原則として懇談会を開催する日の2週間前までに、各委員に対し、開催日時、開催場所及び議事内容を記載した懇談会開催の通知をしなければならない。
- 3 懇談会事務局は、原則として、懇談会資料を懇談会の開催日までに各委員あてに発信しなければならない。

#### (懇談会の事務局)

第30条 懇談会の運営のために懇談会事務局を置く。

- 2 懇談会事務局は、淀川河川事務所の担当職員及び運營業務受託者とする。

## 第4章 河川レンジャー運営会議

#### (運営会議の役割)

第31条 運営会議は、地域の特性に応じた河川レンジャー及び活動についての検討や河川レンジャーを運営する機関としての役割を担うことを目的として、次の各号に掲げる事項を討議し、決定する。

- (1) 運営会議に所属する河川レンジャーの活動計画、活動報告及び展開計画(案)
- (2) 運営会議に所属する河川レンジャーに対する助言・意見・支援
- (3) 懇談会への報告・提案内容
- (4) 運営会議に所属する河川レンジャーの審議・任命・再任・解任・辞任の了承

(5) その他必要と認められる事項

(運営会議の構成)

第32条 運営会議は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 地元見識者 若干名
- (2) 河川レンジャー 全員
- (3) センター河川レンジャー 担当者
- (4) 沿川自治体 各1名
- (5) 担当出張所長 各1名

2 前項第4号に規定する沿川自治体は、行政区域内で活動する河川レンジャーが任命されている自治体とする。

(運営会議の組織)

第33条 運営会議の委員は、前条各号に規定する委員の構成に基づいて、事務所長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年間とする。ただし、再任は妨げない。

3 補欠のため又は増員によって委嘱する委員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 委員は任期満了後においても、後任者が委嘱されるまでの期間は、その職務を継続する。

5 運営会議に代表者を置き、委員の互選によりこれを定める。

6 運営会議の議事進行のため、座長を置くことができるものとし、委員の互選によりこれを定める。

7 代表者は、会務を総理する。

8 代表者に事故があるときは、代表者があらかじめ指名する委員又は座長がその職務を代理する。

9 前条第4号及び第5号の委員については、運営会議への代理出席を認めるものとする。

10 運営会議は、委員の過半数をもって成立し、出席委員の過半数をもって議決する。

(運営会議の運営)

第34条 運営会議は、年2回以上必要に応じて開催するものとする。

2 代表者が懇談会への出席が困難なとき、前条第8項の規定に基づき、代表者があらかじめ指名する委員又は座長が代理出席しなければならない。

3 代表者は、講座で開催する河川レンジャーとしてやりたい活動の発表（プレゼンテーション）及び第47条第3項に規定する推薦委員会が設置する意見を聴取する場に必ず出席しなければならない。ただし、正当な理由により出席が困難なときは、前条第8項の規定に基づき、代表者があらかじめ指名する委員又は座長が代理出席しなければならない。

- 4 運営会議は、行政区域内で活動する河川レンジャーが任命されていない沿川自治体に対し、オブザーバーとしての参加を求めることができる。

(運営会議の情報公開及び守秘義務)

第35条 運営会議は、原則として、公開とする。ただし、河川レンジャーの再任・解任に係わる審議を行うとき及び第15条第6項に規定する弁明の機会を開催するときは、非公開とする。

- 2 運営会議の議事要旨及び配付資料を淀川管内河川レンジャーのホームページ等で公開する。ただし、非公開に係わる部分は、前項の該当者の権利利益を害する恐れのある情報を含まない議事要旨を公開する。

- 3 運営会議の委員及び運営会議事務局は、非公開に係わる情報について、守秘義務を負うものとする。

(運営会議の非公開会議に係る情報開示)

第36条 運営会議は、非公開に係わる部分の情報開示を請求されたときは、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」に基づいて開示する。

(運営会議の開催)

第37条 運営会議の開催は、代表者が招集する。

- 2 運営会議事務局は、運営会議を開催するに当たっては、各委員に対し、開催日時、開催場所及び議事内容を記載した運営会議開催の通知をしなければならない。

(運営会議の事務局)

第38条 運営会議の運営のために運営会議事務局を置く。

- 2 運営会議事務局は、淀川河川事務所の担当職員及び担当出張所の担当職員並びに運營業務受託者とする。

## 第5章 淀川管内河川レンジャー会議

(レンジャー会議の役割)

第39条 レンジャー会議は、河川レンジャーとしてふさわしい活動を推進するために、次の各号に掲げる事項を討議する。

- (1) 活動内容の確認
- (2) 活動を進めていくうえでの問題点、課題及び経験等の意見交換
- (3) 新たな活動の抽出
- (4) 技能や能力の向上への取り組み
- (5) その他必要と認められる事項

(レンジャー会議の構成)

第40条 レンジャー会議は、委員及びオブザーバーをもって構成する。

2 委員は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

(1) 河川レンジャー 全員

(2) センター河川レンジャー 全員

3 オブザーバーは、次の各号に掲げる者をもって構成する。

(1) 淀川河川事務所の担当職員

(2) 運營業務受託者

(レンジャー会議の組織)

第41条 レンジャー会議に座長を置き、センター河川レンジャーの中から、互選によりこれを定める。

2 座長は、会務を総理する。

3 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する他のセンター河川レンジャーがその職務を代理する。ただし、他にセンター河川レンジャーがいないときは、河川レンジャーの中から指名するものとする。

(レンジャー会議の運営)

第42条 レンジャー会議は、必要に応じて随時開催する。

(レンジャー会議の開催)

第43条 レンジャー会議の開催は、座長が招集する。

2 レンジャー会議の招集をするに当たっては、事前に開催内容について、他のセンター河川レンジャー、淀川河川事務所の担当職員及び運營業務受託者と協議を行うものとする。

## 第6章 淀川管内河川レンジャー推薦委員会

(推薦委員会の役割)

第44条 推薦委員会は、河川レンジャーの任命にあたり、別途定める「淀川管内河川レンジャー（試行）審査要領」に基づき、公平中立な立場で河川レンジャー審査を申請した者を審査し、決定した河川レンジャー候補者を登録するとともに、河川レンジャー候補者の中から河川レンジャー推薦者を決定し、運営会議に推薦することを目的とする。

(推薦委員会の構成)

第45条 推薦委員会は、委員及びオブザーバーをもって構成する。

2 委員は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

(1) 学識経験者及び見識者 若干名

(2) 大阪府河川室 1名

(3) 京都府河川整備管理室 1名

3 オブザーバーは事務所長とする。

(推薦委員会の組織)

第46条 推薦委員会の委員は、前条第2項各号に規定する委員の構成に基づいて、事務所長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年間とする。ただし、再任は妨げない。

3 補欠のため又は増員によって委嘱する委員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 委員は任期満了後においても、後任者が委嘱されるまでの期間は、その職務を継続する。

5 推薦委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

6 推薦委員会に副委員長を置き、委員長の指名によりこれを定める。

7 委員長は、会務を総理する。

8 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

9 前条第2項第1号を除く委員については、推薦委員会への代理出席を認めるものとする。

10 推薦委員会は、委員総数の3分の2以上の出席をもって成立し、出席委員の過半数をもって議決する。

(推薦委員会の運営)

第47条 推薦委員会は、原則として、年1回の開催とする。

2 推薦委員会事務局は、河川レンジャー審査の申請者の審査に関わる資料を作成する。

3 推薦委員会は、審査のため参考となる意見を聴取する場を設置することができる。

4 推薦委員会は、講座で開催する河川レンジャーとしてやりたい活動の発表（プレゼンテーション）に過半数以上の委員を出席させなければならない。

5 本要領に定めるもののほか、推薦委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が推薦委員会に諮って定める。

(推薦委員会の情報公開及び守秘義務)

第48条 推薦委員会は、非公開とする。ただし、別途定める「淀川管内河川レンジャー（試行）審査要領」に基づき、次の各号に掲げる審査結果を淀川河川事務所及び淀川管内河川レンジャーのホームページ等で公開する。

(1) 河川レンジャー審査の申請者の総数

(2) 決定した河川レンジャー推薦者の講座受講番号

(3) 決定した河川レンジャー候補者の講座受講番号

2 推薦委員会は、河川レンジャー審査の申請者に対して審査結果を文書で通知する。

3 委員、オブザーバー及び事務局は、推薦委員会に関する情報について、守秘義務を負うものとする。

4 前条第3項に規定する意見を聴取する場の公開は、推薦委員会において決定する。

(推薦委員会に係る情報開示)

第49条 推薦委員会は、河川レンジャー審査に関する情報の開示を請求されたときは、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」に基づいて開示する。

(推薦委員会の開催)

第50条 委員長は、河川レンジャー審査の申請完了を受けて、推薦委員会を招集する。  
2 推薦委員会事務局は、原則として、推薦委員会を開催する日の2週間前までに、各委員に対し、開催日時及び開催場所を通知しなければならない。

(推薦委員会の事務局)

第51条 推薦委員会の運営のために推薦委員会事務局を置く。  
2 推薦委員会事務局は、淀川河川事務所の担当職員及び運營業務受託者とする。

## 第7章 講座

(講座の役割)

第52条 講座は、一般及び河川レンジャーを目指す者を対象に「淀川を知り、河川レンジャーの立場で淀川を考える」をテーマとした講義と実習により、次の各号に掲げる目的を達成するものとする。  
(1) 淀川に関心を持ち、愛護する人材の育成  
(2) 河川レンジャーの基礎的知識及び技術の付与  
(3) 淀川に関する知識の付与  
(4) 河川レンジャーの募集  
(5) 河川レンジャー審査に用いる審査情報の収集  
(6) 河川レンジャー審査の申請受付

(講座の構成)

第53条 講座は、淀川発見講座及びレンジャー養成講座で構成する。  
2 淀川発見講座は、淀川を知り、河川レンジャーに関する基礎的知識及び共通認識を得るための講座とする。  
3 レンジャー養成講座は、淀川で河川レンジャーとして活動していくための知識と技術を得るための講座とする。

(講座の受講要件)

第54条 淀川発見講座の受講者は、淀川流域在住の満18歳以上の者であって、次の各号に掲げる何れかの条件に該当する者とする。  
(1) 公募により受講を受け付けた者

(2) 地元行政機関、自治会及び河川管理者からの紹介を受けた者

2 レンジャー養成講座の受講者は、淀川発見講座の受講を終了した者とする。

(講座の運営)

第55条 講座は、原則として、年1回の開催とする。

2 講座の講師は、講義内容及び実習内容に応じて選任する。

3 講座事務局は、推薦委員会に対し、河川レンジャー審査の申請受付リスト及び申請者から受領した申請書類を提出する。

(講座の開催)

第56条 講座は、講座事務局が開催する。

2 講座事務局は、講座の開催に当たっては、講座内容及び実施概要の広報を行わなければならない。

(講座の事務局)

第57条 講座の運営のために講座事務局を置く。

2 講座事務局は講座運営業務の受託者とする。

## 第8章 雑則

(運営要領の改正)

第58条 この運営要領を改正するときは、運営会議、懇談会または推薦委員会において改正内容を検討し、懇談会からの提案を受けて事務所長が行う。

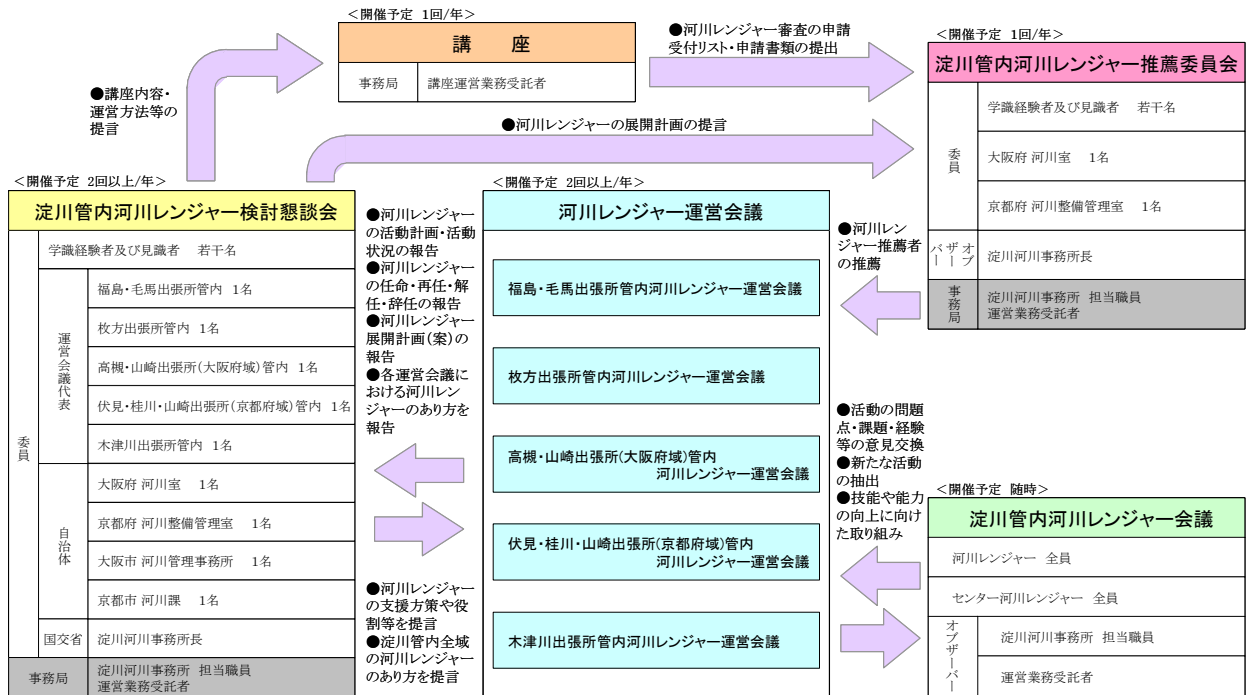
## 附 則

この要領は、平成16年12月10日から施行する。

改正 平成18年3月8日

暫定改正 平成19年3月23日

# 淀川管内河川レンジャー機構図（別紙－１）



# 淀川管内河川レンジャー機構図（別紙－２）

